

2024 年度
旭区民ギャラリー
利用案内

2024 年 2 月

大阪市立旭区民センター

(指定管理者：大阪教育文化振興財団・ATK 朝日建物管理共同事業体)

運営要綱

1 区民ギャラリーの目的

区内で創作活動をされているアマチュアグループに文化活動の発表の場を提供することにより、区民の文化意識の高揚とコミュニティづくりに資する。

2 区民ギャラリーの設置場所

区民ギャラリーは、大阪市立旭区民センター(以下、「旭区民センター」という。) 1階に設置する。

3 展示作品

絵画、書、版画、手芸、写真、陶芸などの作品とする。

ただし、次の項目をすべて満たすものとする。

- ①区民ギャラリーに設置している展示枠の中に展示可能なものであること。
- ②区民ギャラリーの目的に沿うものであること。
- ③公序良俗に反するおそれがない作品であること。
- ④政党、政治、宗教等の宣伝啓発及び営業を目的とする出展及び作品でないこと。

4. 応募資格

区内に在住または在勤し、創作をされているアマチュアグループとする。

5. 利用料

区民ギャラリーの利用料は、無料とする。

6. 展示の申込手続

区民ギャラリーの利用を希望する者は、利用申込書を旭区民センター1階事務所窓口に提出しなければならない。なお、展示期間は1グループにつき原則1週間単位で連続2週間以内とする。(1グループについての利用は、年間で最高2週間以内とする。)また、旭区役所及び旭区民センター業務の都合により、やむを得ず展示期間の変更を要請する場合がある。

7. 審査

旭区民センターは、申込書に基づき利用許可の審査を行う。その際、作品のスナップ写真等必要なものの提出を求めることができる。

8. 許可

旭区民センターは、「3. 展示作品」及び「4. 応募資格」の要件を満たす作品であると判断した場合、申込者に許可書を交付する。

9. 許可の取消

旭区民センターは、実際の展示内容が申込内容と異なる等、信義に反する行為があったと認められる場合、許可を取り消すことができる。

10. 展示

(1) 展示許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用許可書の許可条件にもとづき、作品を展示する。展示は、すべて利用者の責任において行うものとし、展示棚の鍵の授受、作品の搬入搬出の際には、利用許可書を提示しなければならない。許可を受けた展示期間内(旭区民センターの開館時間内)に設置及び撤収を行うものとする。

(2) 展示品の盗難、紛失、損傷、事故等のトラブルについては、旭区民センターは一切の責任を負わない。

11. 損害賠償

利用者は、その責めに帰する理由により区民ギャラリーの全部または一部を滅失または毀損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状復帰した場合はこの限りでない。

12. 確認

利用者は、展示完了時及び搬出完了時には、旭区民センターの確認を受けなければならない。

2024 年度申込受付

◆申込受付◆

2024 年 2 月 26 日(月)午前 10 時までに旭区民センター1 階事務所へ利用申込書を提出してください。午前 10 時で締め切り、同枠が重複している場合は抽選を行います。その後、空いている枠は随時受付を行います。

◆展示条件および備品◆

展示スペース	幅 340 cm(パネル横 2 枚分) × 奥行 340 cm(パネル横 2 枚分)
展示棚	幅 260 cm × 高さ 145cm × 奥行 40cm 1 台
展示ケース(大)	幅 170 cm × 高さ 90cm × 奥行 50cm 1 台
(小)	幅 114 cm × 高さ 90cm × 奥行 50cm 2 台
展示ボード	170 cm × 120cm 5 枚 (<u>国産木材を使った木製ボードを使用しています。</u>)

※展示場所は 1 階エントランスホール内です。展示スペースを守ってください。

※有孔パネルを希望される場合は、申込時にお申し出ください。

◆問合せ◆

大阪市立旭区民センター

(指定管理者：大阪教育文化振興財団・ATK 朝日建物管理共同事業体)

TEL：06-6955-1307